平成29年度第10回地方独立行政法人京都市立病院機構理事会 議事録 (要旨)

○ 日 時: 平成30年3月27日(火) 午前10時30分から12時00分まで

○ 場 所: 市立病院5階会議室

○ 出席者: 理事長 森本 泰介

理 事 黒田 啓史,桑原 安江,大森 憲,位髙 光司,山本 壯太,

能見 伸八郎, 木村 晴恵

監事 長谷川 佐喜男, 中島 俊則

事務局 阿部経営企画局次長, 長谷川担当部長, 大島担当副部長, 椹木担当副部長,

髙橋経営企画課長,石田総務担当課長,澤井管理 PFI 担当課長,北川事務長

1 開会

2 議事

(1) 平成30年度年度計画(案)及び予算(案)について 資料1に基づき、阿部経営企画局次長から説明

- 監事監査機能の強化については、年度計画で明記しなくてよいか。
 - → 地独法改正に伴う、PDCA サイクル機能、コンプライアンス及びガバナンスの強化等の対応は 広範なものになるので、年度計画の前文で触れている。
- 年度計画は達成に向けて、どのような体制で行っていくのか。各項目の推進担当者を定める 等取り組んでほしい。
 - → 地独法改正に伴い,理事の責務が明確化されている。各理事が所掌する業務については,責任を持って達成に向けて動いていく。
- 京北病院の提供するサービスについて、エリアの拡大とあるが、どういったものか。
 - → 京北地域の中だけでなく、京都市中心部や南丹市などの近隣医療機関との連携強化に努め、 急性期の治療後に京北病院に戻ってきていただけるようにすること、また、人口動態以上に患 者数減少が進んでいることを踏まえ、地域での訪問診療等の活動強化を図るものである。
- 外国人旅行者の医療費未払いが問題となっているが、市立病院の影響は。
 - → 受診者は増加傾向にあるが、救急で1日に1人いるかどうかである。未払いのないよう取り 組んでいる。
- 診療報酬改定の影響は。
 - → 市立病院, 京北病院ともわずかながらプラスに働くと想定している。詳細は資料4で説明する。
- (2) 地方独立行政法人法改正に伴う関係規定の策定及び改正について 資料2に基づき、阿部経営企画局次長から説明
- (3) 職員給与規程及び職員退職手当支給規定の改正について 資料3に基づき、阿部経営企画局次長から説明

議事については、いずれも原案どおり承認された。

3 報告等

- (1) 平成30年度診療報酬改定等への対応について 資料4に基づき,阿部経営企画局次長から説明
- (2) 経営状況月次(2月分)及び月次収支(1月まで)報告 資料5,6に基づき,森本理事長から説明
- (3) 外来患者満足度調査及び入院患者満足度調査結果について 資料7に基づき,長谷川管理担当部長から説明
- 3 閉会